

⑫エセ同和事件

滋賀県では、「エセ同和行為防止滋賀県民会議」が二〇〇九年十一月に設立されているが、二〇一〇年七月に事務局に、以下、三件のエセ同和行為が情報提供された。

【ケース1】

情報提供年月日 二〇一〇年七月二日

発生年月日 二〇一〇年六月二九日

相談者(情報提供者) 会社

行為者が名乗った名称 「ケイセイ会」のM

手段と内容 電話による書籍の購入依頼

要求の詳細 甲賀市役所の課長に電話が入る。M「人権問題を主として活動している。今回『人権の歴史』について本を刊行したので購入してほしい。」

対応「市として購入しない」と断ると、「個人的に協力してほしい」と言った。これについても断るとあっさり電話を切った。

【ケース2】

情報提供年月日 二〇一〇年七月五日

発生年月日 二〇一〇年六月三〇日

相談者(情報提供者) 学校

行為者が名乗った名称 「全国人権教育研究連合会」のO

手段と内容 電話による書籍の購入依頼

要求の詳細 校長に対して、「人権教育の総覧ができた、送付するので五万円振り込んでほしい」という電話。

対応「今、忙しいので、折り返し電話するので、電話番号を教えてください」と答えると、相手は「今、支部員の家にいるので電話番号は言えない」と言って、電話を切った。

【ケース3】

情報提供年月日 二〇一〇年七月八日

発生年月日 二〇一〇年七月六日

相談者(情報提供者) 団体

行為者が名乗った名称 大阪の「同胞会」のN

手段と内容 電話による書籍の購入依頼

要求の詳細 「自身は同和関係者の長である。数年ぶりに人権相談の本を作ったので購入してほしい。代金は五万円であるが、請求はしない。本を送るので、お金のあるときに支払ってほしい。それまで、事務所の片隅に置いてほしい」と要求してきた。

対応「予算もないので勝手に決められない」と断るも、電話の翌日、七月七日一〇時頃に宅配便で図書が送られてくる。市の人権施策課に相談し、着払いで返送するよう指示を受ける。

